
第 19 回日本未病システム学会学術総会における研究発表の特許手続き上の証明について

本学会は特許法第 30 条第 1 項の規定による「特許庁長官が指定する学術団体」の指定を受けております。これにより、学術総会において文書〔学術総会の発表に用いた原稿（講演要旨集掲載原稿ほか口演あるいは示説で発表した原稿）、図面（OHP、示説で掲載したもの等）全て含む〕をもって発表し、かつ次の 1)、2) の手続をとる場合には、その発明、考案は新規性を失わないこととなります（新規性喪失の例外措置）。

- 1) 発案した日より 6 ヶ月以内に（講演要旨集発行日より起算）、その発明者が特許または実用新案について特許法第 30 条第 1 項の適用を受けようとする旨を記載した書面を、特許出願または実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出する。
- 2) その発明、考案が本学会開催の学術総会で発表されたものであることを証明する「証明書」を出願の日より 30 日以内に特許庁長官に提出する。

なお、この場合、学術総会講演要旨集に記載されている事項に関しては、刊行物とみなされるので当然保護されます。

学術総会講演要旨集に記載のない事項についての発表を保護したいときは、次の①から③の手続きを行ってください。

学術総会講演要旨集に記載のない事項の保護に関する証明手続き

1. 事前(10 月 15 日締切)の手続き

- ① 発表者は、あらかじめ、発表のもとになる「文書」（下段注意 1 参照）と、発表の確認をうけるための「確認書」（見本-1 参照）を作成し、平成 24 年 10 月 15 日(月)までに、第 19 回学術総会事務局に提出する。
（※期限厳守、期限日以降は受理しない）
- ② 学術総会事務局は、あらかじめ、当該発表者の座長に、発表確認行為を依頼するとともに、学術総会発表当日直前に、当該発表者が用意した①の書類を座長に提出する。

2. 学術総会(発表)当日の手続き

- ① 発表終了後、座長は、発表したことの事実の確認のため「確認書」に自署捺印し、発表者に返却する。

3. 学術総会終了後の手続

- ① 出願者が本学会発行の「証明書」を特許庁に提出するときは、座長の押印した「確認書（見本-1）」1 通、「文書」2 通（正、副）、「証明書（見本-2）」2 通（1 通は本学会の控え）を A4 サイズの紙に作成し、返却用封筒（宛名記入、切手貼付）を同封し、学会事務局に、その証明を請求する。

■1～3 手続きに関する問合せ先・書類提出先

日本未病システム学会事務局

〒123-0864 東京都足立区鹿浜 5-11-1

TEL: 03-5647-0977 FAX: 03-5825-4888 E-mail: office@mibyou.gr.jp

注意 1: 発表のもとになる「文書」とは、学術総会の発表に用いる原稿（口演あるいは示説で発表する原稿）および OHP、ポスターのコピーを指します。

注意 2: 講演要旨集に記載されたものと全く同文、あるいはコピーを特許庁に提出される場合は、座長の確認は必要ありません。

注意 3: 発表者が連名の場合には、「確認書」、「文書」とともに全員の氏名を記入してください。

注意 4: 手続きに不備があった場合には、事務局から「証明書」を発行できない場合もございますのでご注意ください。

見本-1「確認書」 ※A4 サイズでご用意ください。

確 認 書

平成 24 年〇〇月〇〇日

日本未病システム学会 御中

平成 24 年度第 19 回日本未病システム学会学術総会
〇〇会場座長〇〇〇〇印
(注：座長欄は自署押印)

平成 24 年度第 19 回日本未病システム学会学術総会において、添付のとおり発表があったことを確認します。

記

講演日時：平成 24 年 10 月〇〇日

講演場所：金沢勤労者プラザ

演題番号：

発表者及び演題：〇〇〇〇「・・・演題・・・」

見本-2「証明書」 ※A4 サイズでご用意下さい。

証 明 書

平成 24 年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

日本未病システム学会
理事長 都島基夫 印

本学会開催による平成 24 年 10 月〇〇日の平成 24 年度第 19 回日本未病システム学会学術総会において、
〇〇〇〇（発表者名）は添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

講演日時：平成 24 年 10 月〇〇日

講演場所：金沢勤労者プラザ

演題番号：

発表者及び演題：〇〇〇〇「・・・演題・・・」

(注：連名者全員の氏名を記載)